

## 焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（建設工事）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく新規登録申請の方法等は以下のとおりです。

### 1 提出方法

- 郵便による送達又は持参（受付月の末日必着）
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねてください。

### 2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号  
焼津市総務部契約検査課契約担当  
電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

### 3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査月	登録日
6月	7月	8月1日
10月	11月	12月1日
2月	3月	4月1日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 審査により入札参加資格を備えていると認められた場合は、登録日から入札参加資格の効力が発生します。
- 入札参加資格者名簿（焼津市競争入札参加資格登録業者一覧）をホームページで公開します。

### 4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

### 5 申請要件

- 新規申請を行うためには、次に定める入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
  - (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値を得ていること。
  - (4) 入札参加資格審査申請日の1年以上前から申請に係る事業を行っていること（申請に係る建設業の許可を受けてから1年以上その建設業を営んでいることをいう。）。
  - (5) 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の適用事業所にあつては加入している事業所であること。
  - (7) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
  - (8) 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあつてはその者を、申請者が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同

じ。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であること。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 6 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外のもの

## 7 提出書類

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格申請書	様式1号(申請区分の <input type="checkbox"/> 建設工事 を選択)	○	○
2	登録希望業種表(建設工事)	様式2号	○	○
3	電気工事業開始の届出済又は通知済を証明する書類の写し ※1	登録希望業種として「電気」を希望する場合	△	△
4	登記事項証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの(写し可)		
	法人の場合	商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	○	○
	個人事業主の場合	ア 身分証明書(事業主が日本国籍の場合で本籍地の市区町村が発行したもの)又は住民票(事業主が外国籍の場合) イ 成年被後見人等として登記されていないことの証明(全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は東京法務局への申請となります。)	○	○
5	総合評定値通知書の写し	審査基準日が申請日の前1年7か月以内であるもの ・「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の社会保険等の加入欄について、「有」又は「除外」の表記がされているもの(「無」の表記がされていないもの。)*2	○	○

6	建設業許可申請書の営業所一覧表の写し	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2) ・各営業所における許可業種がわかるもので申請日の直近のもの	○	○
7	技術職員名簿等	市内業者のみ提出すること		
	専任技術者一覧表又は専任技術者証明書の写し	建設業許可申請書別紙四又は様式第八号 ・登録希望業種に対応する営業所専任技術者がわかるもの。	○	—
	技術職員名簿の写し ※3	経営事項審査に添付したもの	○	—
	技術職員の資格を証明する書類の写し	ア 国家資格等を証明するもの イ 監理技術者資格者証(両面の写し) ウ 実務経験証明書(実務経験の方) ※4	○	—
	技術職員の雇用を証明する書類の写し	雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証等 ※3	○	—
8	納税証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの(写し又は国税の電子納税証明書を可とする)		
	法人の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの(焼津市が発行する完納証明書) ※5	○	△
		イ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)について未納の税額がないことを証明する納税証明書(税務署様式その3の3) ※6	○	○
	個人事業主の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの(焼津市が発行する完納証明書) ※5	○	△
		イ 国税(申告所得税、消費税及び地方消費税)について未納の税額がないことを証明する納税証明書(税務署様式その3の2) ※6	○	○
9	使用印鑑届兼委任状 ※7	様式3号(委任期間の設定不要)	○	○
10	印鑑証明書	発行日から3か月以内のもの(写し可)	○	○
11	誓約書	様式4号	○	○
12	システム利用届 ※8	焼津市電子入札運用基準第1号様式(電子入札用)	△	△
13	利用者登録番号発行通知書の返信用封筒	システム利用届を提出する場合 ・長形3号封筒に84円切手貼付 1枚 ・返信先を記入すること。	△	△
14	組合員名簿	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
15	共同受注規約	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
16	提出書類チェックリスト	様式5号(当該提出書類とともに提出)	○	○
適用: 「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。				

## 【注】

※1 「電気工事業開始の届出済又は通知済を証明する書類の写し」について

○登録希望業種として「電気」を希望する場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)に基づく電気工事業開始の届出済又は通知済であることを証明する書

類の写しを添付してください。

※2 「社会保険等の加入」について

- 社会保険等の強制適用事業所にあつては、社会保険等への加入が確認できなければ、新規登録申請を受け付けません。
- 上記加入については、総合評定値通知書の写しより判断を行います。
- 総合評定値通知書の社会保険等の欄に「無」の項目がある場合は、新規登録申請の対象となりません。

※3 「技術職員名簿の写し」について

- 技術職員名簿に変更事項が生じている場合は、別途変更届により技術職員の資格を証明する書類の写し及び技術職員の雇用を証明する書類の写しを添付して提出してください。健康保険被保険者証（写）等を提出される際は、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」をマスキングの上、コピーしたものを提出してください。

健康保険被保険者証	本人（被保険者） 記号	令和〇年〇月〇日 番号	マスキング	マスキング
氏名	〇〇 〇〇			
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
性別	〇			
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
事業者名称	株式会社〇〇		QRコード	マスキング
保険者番号	マスキング			
保険者名称	〇〇〇〇			
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇			

※4 「技術職員の資格を証明する書類の写しの実務経験証明書（実務経験者の方）」について

- 実務経験証明書は、建設業許可申請時に使用する様式（第9号）に準拠したものとし、実務経験の内容として記載する工事は、1年に1つ以上主な経験工事を記載してください。

※5 「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

- ご提出いただく書類は、完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。
- 焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターで、税証明書交付請求書にて完納証明書を請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。
- 焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと完納証明書が発行されませんのでご注意ください。
- 市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未提出でのちに申請日時点での未納が確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますのでご注意ください。

※6 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中〇〇株式会社」等とし keiyaku\_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

### ※7 代理人及び委任先営業所の登録について

- 代理人を定める場合は、使用印鑑届兼委任状の「2. 受任者が本市と契約する場合」にて届け出てください。
- 代理人は1人とし、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。登録希望業種ごとに分けて複数の代理人や複数の委任先営業所を登録することはできません。
- 登録希望業種に必要な建設業許可を有していない営業所を委任先とすることはできません。
- 焼津市では下記8に示すように「更新制」を採用しているため、委任期間を定める必要はありません。代理人の変更がない限り提出した委任状は有効です。代理人を変更する際に変更届とともに新たな委任状を速やかに提出してください。

### ※8 「システム利用届」について

- 焼津市では、建設工事に係る入札案件は基本的に電子入札で執行していますので、既に電子入札用のICカードを所有している場合は提出してください。

### ※9 「受付の確認」について

- 申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。
- 受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。
  - ・申請書類送達の場合は、63円切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
  - ・申請書類持参の場合は、様式1号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

### ※10 各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/4-sinki-henkou/4-1sinnki-kouji.html>

## 8 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限日の10日前までに所定の更新申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請又は更新申請の際に提出する総合評定値通知書における審査基準日（決算日）の属する月の翌月から起算して1年7カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（建設工事）」及び「入札参加資格の更新申請 Q&A」を必ず参照してください。

## 9 変更事項の届出について

- 入札参加資格者名簿に登録された事項に変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格 変更届出要領（建設工事）」を参照してください。

## 10 業種追加登録申請について

- 新規登録後に業種追加登録を希望する場合は、新規登録申請と同様の受付期間（6月、10月、2月）に、申請をしてください。

■詳細は「焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領（建設工事）」を参照してください。

## 11 入札参加資格者名簿からの抹消について

■入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札参加資格者名簿から抹消します。

- (1) 個人事業主が死亡したとき。
- (2) 個人事業主が廃業したとき。
- (3) 法人が合併又は破産手続開始決定等により消滅し、又は解散したとき。
- (4) 法人が合併又は破産手続開始決定以外の理由により解散したとき。
- (5) 入札参加資格要件に該当しなくなったとき。
- (6) 登録業種がすべて抹消されたとき。
- (7) 入札参加資格者名簿の登録事項に変更が生じた場合に届出を怠ったとき。
- (8) 申請内容に虚偽があったとき。
- (9) 入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

■入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、当該登録業種を入札参加資格者名簿から抹消します。

- (1) 入札参加資格者が登録業種に必要な建設業の許可を失ったとき、又は廃止をしたとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録された営業所が登録業種に必要な建設業の許可を失ったとき。
- (3) 入札参加資格者が登録業種について、入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

## 12 経常建設工事共同企業体について

■経常建設工事共同企業体を結成し、入札参加資格の新規申請をされる場合は、別途資格要件や提出書類が定められていますので、詳細は2の問合せ先までご相談ください。

## 13 審査結果について

■入札参加資格審査の結果、登録月から入札参加資格者名簿への登録が認められた場合、各申請者あてに個別の審査結果の通知は行わず、審査月下旬に、当市ホームページに審査結果の一覧を掲載しますので、ご確認ください。

■なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格者名簿への登録が認められない場合は、否認した旨を通知します。

## 別表

登録業種	登録に必要な 建設業許可業種	業種事例
土木一式	土木工事業	溝渠・造成・擁壁・堤防・下水道管渠・盛土・橋梁下部（コンクリート）PC、コンクリート橋梁・屋外運動施設（グラウンド・テニスコート等）
建築一式	建築工事業	SRC造・RC造・S造・木造・プレハブ
大工	大工工事業	
左官	左官工事業	
とび・土工・ コンクリート	とび・土工工事業	解体・ネットフェンス・防球ネット・法面処理・交通安全施設（標識・ガードレール）・建築基礎
石	石工事業	
屋根	屋根工事業	
電気	電気工事業	構内電気設備・屋外照明設備・発電設備・送配電線、引込線・受変電設備・信号設備
管	管工事業	給排水衛生設備・空気調和設備・冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・屋内水道配管・浄化槽工事・厨房設備・ダクト工事・ガス配管・医療ガス
タイル・れん が・ブロック	タイル・れんが・ ブロック工事業	
鋼構造物	鋼構造物工事業	鉄骨工事・鋼橋上部・鉄塔・屋外広告等・水門等門扉
鉄筋	鉄筋工事業	
舗装	舗装工事業	
しゅんせつ	しゅんせつ工事業	水路浚渫委託・管路調査委託を含む
板金	板金工事業	
ガラス	ガラス工事業	
塗装	塗装工事業	建物塗装・鋼構造物塗装・看板製作・路面表示
防水	防水工事業	アスファルト防水・シーリング防水・塗膜防水・シート防水・注入防水・FRP防水・塗布防水・モルタル防水
内装仕上	内装仕上工事業	カーペット・たたみ・ふすま・カーテン・ブラインド・床仕上げ・パーティション・クロス張り
機械器具設置	機械器具設置工事業	運搬機器・内燃力発電設備・集塵機器・給排気機器・揚配水機器・舞台装置・除塵機・ボイラー・下水処理プラント・その他プラント
熱絶縁	熱絶縁工事業	
電気通信	電気通信工事業	電気通信設備・テレビ電波障害防除・放送機器設備・データ通信設備・情報制御設備（計装装置）
造園	造園工事業	樹木管理委託を含む
さく井	さく井工事業	
建具	建具工事業	自動ドア取付・シャッター取付・襖・木製建具・金属製建具
水道施設	水道施設工事業	取水施設・浄水施設・導水施設・送水施設・配水施設・貯水施設・配水、送水、導水管布設工事

消防設備	消防設備工事業	屋内消火栓、スプリンクラー・消火設備・火災報知設備・避難機具・非常警報設備
清掃施設	清掃施設工事業	ごみ処理施設・し尿処理施設
解体	解体工事業	工作物解体